

# 三島市 歴史的風致維持向上計画

## 概要版





# はじめに

## ①計画策定の背景

本市は、奈良時代に伊豆国の国府が置かれ、鎌倉時代には、伊豆国一宮である三嶋大社(三嶋大明神) 門前町として栄え、江戸時代になると、東海道の難所、箱根の険を控えた東海道五十三次の宿場町の 一つとして賑わいをみせていました。

かつて源頼朝が源氏再興を祈願した三嶋大社は、現在も多くの参詣者があり、三嶋大社例大祭と つけ祭りは、今では三島を代表する市民参加型の夏まつりになっています。また、市内には大社の 神事以外にも特徴的な祭礼が残されており、各地区の氏神である神社を中心に良好な環境が形成さ れています。

江戸時代に徳川幕府が整備した箱根旧街道沿いに形成された五ヶ新田では、各集落の氏神である神 社において集落成立当時から続く祭礼や水神講などの活動が続いており、さらに、山中新田にある山 中城跡は、地域の誇りとして、集落の人々により維持管理活動が行われています。

また、三島には、「水の都」を象徴する富士山の雪解け水を源とする湧水がせせらぎとなって市街地 を流れ、その川沿いに設置されたカワバタといった建築物と水神信仰や七月盆といった人々の活動と が一体となり、良好な水環境が形成されています。

しかし、社会環境の変化に伴い、良好な景観を形成しているまち並みから、三島らしさや歴史的な 趣きが失われつつあり、歴史的価値の高い建造物の維持管理が困難になってきており、また、少子高 齢化の進展により祭礼や伝統行事の担い手が減少していくおそれがあります。

本計画は、こうした三島市を取り巻く状況を踏まえながら、本市がもつ歴史的資源を積極的に活用 した三島らしいまちづくりを推進していくため、平成 20 年に制定された「地域における歴史的風致の 維持及び向上に関する法律」(通称:「歴史まちづくり法」)に基づき、三島市固有の歴史的風致を守り育て、 次世代へ伝えていくために必要な事項を定めた「三島市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

## ②計画期間

この計画の期間は、平成28年度(2016)から平成37年度(2025)までの10年間です。

# 1 三島市の歴史的風致形成の背景

## (1) 原始・古代における三島市の形成と発達

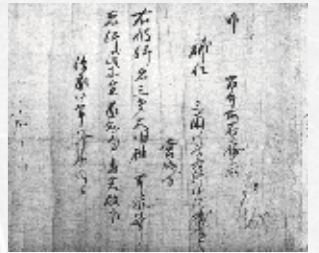
- 本市における最も古い人々の生活の痕跡は、旧石器時代にまで溯ることができ、約3万4千年前の地層から石器が発見されるとともに、縄文時代の敷石居住跡、弥生時代の水田跡や集落跡が発見されています。
- 奈良時代には、各地を統治するために中央から国司が諸国に派遣され、当時の役所である国庁が三島の地に置かれました。



観音洞遺跡の敷石住居跡で発見された 吊手土器

## (2) 中世、三嶋大社の門前町としての形成と発達

- 鎌倉幕府の政権が安定すると、源頼朝は三嶋大社一帯の整備に着手しました。境内地は南に広がり、鳥居前から南に延びる下田街道も整えられ、三島は大社の門前町として往来する多くの人々で賑わいました。
- 門前町として発達していったこの時代に、伊豆の政治・経済・信仰の中心としての基礎が三島に築かれました。



源頼朝下文(矢田部家文書)

## (3) 近世、宿場町としての形成と発達

- 江戸時代になると、徳川幕府により、宿駅の設置や一里塚、松並木などの整備が行われ、東西方向を結ぶ東海道筋の宿駅である三島は、宿場町として賑わうようになりました。
- 三島宿は交通の分岐点でもありました。三嶋大社の鳥居前から南へ伊豆半島を貫くように下田街道が延び、また、北へは佐野街道(甲州道)が延び、東西南北から人や文化が行き交う三島では、四辻文化が育まれました。



東海道五十三次三島宿 安藤広重版画

## (4) 近代の形成と発達

- 明治維新後、三島宿は韮山県に属し、同9年(1876)より静岡県に属し、明治22年(1889)市制・町村制の施行に伴い、「三島町」が誕生しました。
- 昭和9年(1934)12月、東海道線丹那トンネルが開通し、三島駅が開業しました。これにあわせて駿豆鉄道も三島駅に付け替えられ、伊豆の玄関口となりました。
- 三島町は昭和10年(1935)に北上村、昭和16年(1941)に錦田村と合併して、三島市となりました。その後、昭和29年(1954)に中郷村と合併して現在に続く三島市のかたちになりました。



昭和9年(1934) 開業の日の三島駅

## (5) 現代、せせらぎのまちへの形成と発達

- 平成に入ると、市民による「三島ゆうすい会」の設立、市による源兵衛川親水公園の整備など、せせらぎのまちづくりが進められました。その結果、平成7年(1995)に国から「水の郷百選」に認定され、また、平成28年(2016)には源兵衛川が世界かんがい施設遺産に登録されるなど、現在に至るまで、せせらぎに関する活動や事業が多く展開されています。



宮さんの川(蓮沼川) 楽寿園南出口



# 2 三島市の維持向上すべき歴史的風致

## 1. 三嶋大社例大祭とつけ祭りにみる歴史的風致



三嶋大社例大祭

三嶋大社例大祭とつけ祭り(三島夏まつり)は、三嶋大社が執り行う諸神事としゃぎり、山車の引き回しや本殿、舞殿において出陣式を行う頼朝公行列などに代表される市民参加のつけ祭りが一体となり、三嶋大社社頭を中心とする市街地で良好な環境を形成している。

## 2. 三島市の特徴的な地域信仰にみる歴史的風致



やっさ餅

お天王さん

「やっさ餅」、「吉田さん」、「お天王さん」は、地域の氏神と人々が固く結びつき、集落内環境の安全確保のため実施されてきた地域信仰である。今なお地域の誇りや人々の繋がりを維持しており、各地域の氏神である神社を中心に三島市固有の良好な環境を形成している。

## 3. 市街地のせせらぎにみる歴史的風致



源兵衛川のせせらぎ

白滝公園の湧水

富士山に降った雨が伏流水となり、市内に自噴し、せせらぎとなる。清らかな水の流れは三島の人々の信仰心と深く関わってきた。三島市街地には水神を祀る社や祠、灯笼流し会場の白滝公園などの建造物が残されており、良好な環境を形成している。

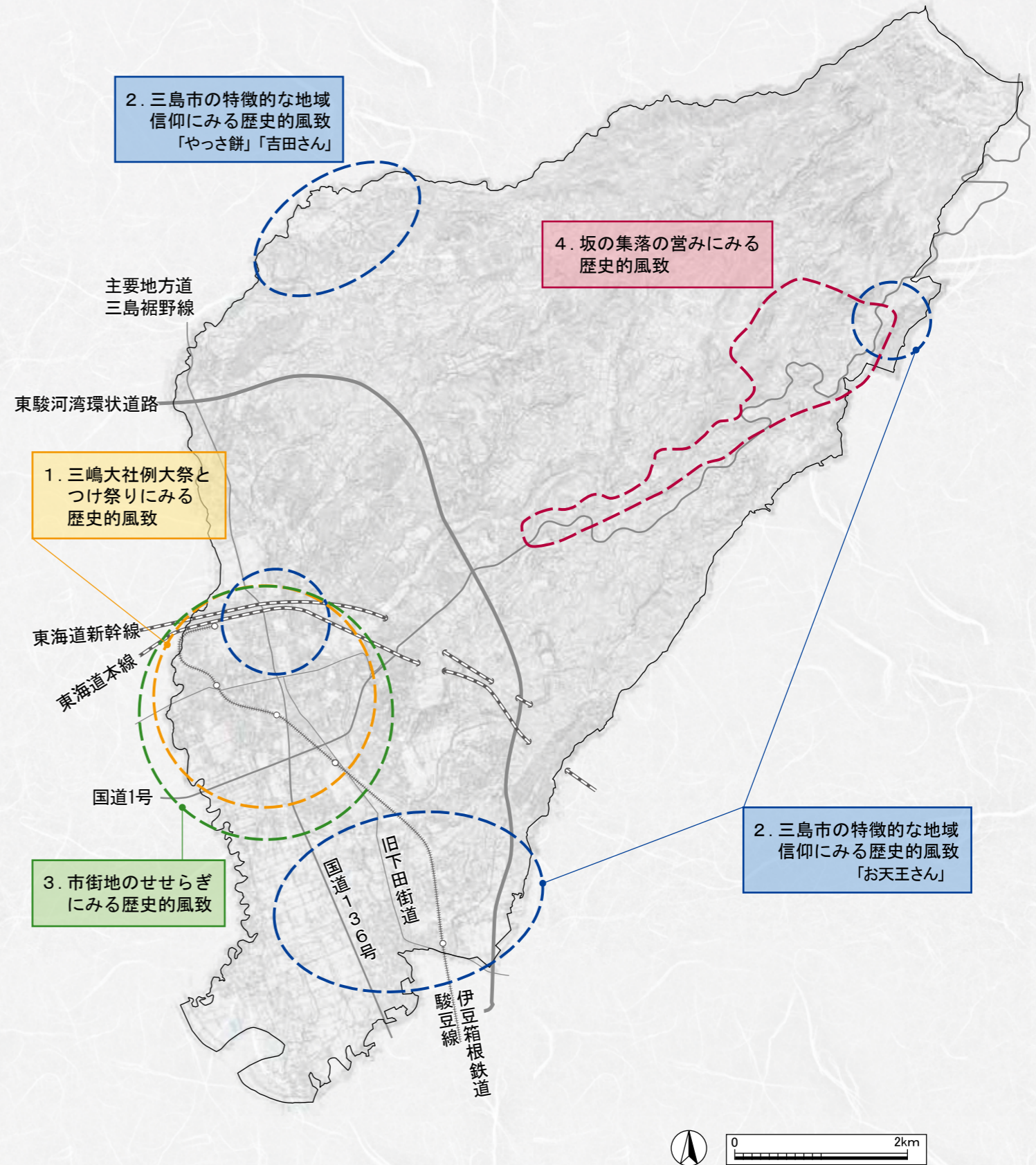
## 4. 坂の集落の営みにみる歴史的風致



坂の集落の位置

水神講

箱根西麓にある五つの坂の集落では、各集落の氏神である神社において集落成立当時から続く祭礼や水神講などの活動が今なお続いている。また、山中城跡は、地域の誇りとして、集落の人々により維持・管理活動が行われており、三島固有の良好な環境を形成している。





# 3 三島市における歴史的風致の維持及び向上に関する方針

## (1) 歴史的建造物を維持保全し活用します

- ・国または県・市の指定文化財あるいは登録有形文化財である建造物の維持保全を図るとともに、指定を受けていない歴史的建造物については、文化財の指定、歴史的風致形成建造物等の指定を進め、活用のための支援方策を検討します。
- ・耐震対策が施されていない歴史的建造物については、適切な耐震補強を行うことを基本としつつ、歴史的風致の継承に効果的な活用を進めます。



三嶋大社

## (2) 山中城跡の保存・活用を進めます

- ・山中城跡は、発掘調査や復元整備などを進めるとともに、市民及び観光客に、箱根旧街道及び山中城跡の歴史、文化に関する情報を発信するガイダンス施設や展示施設等の整備により、来訪者の休息場、憩いの場として必要な整備を進めます。
- ・地域住民には、史跡である山中城跡に対する意識の醸成を図り、地域において利活用を促進するとともに、地域住民の協力体制による維持管理を継続していきます。



山中城跡  
西ノ丸西側の障子堀とツツジ

## (3) 伝統を反映した人々の活動の保全継承します

- ・地域の伝統的な祭礼や行事、民俗芸能が継続的に開催できるよう必要な支援を行い、さらに担い手育成に寄与する活動についても積極的に支援を進めます。
- ・地域の伝統的な祭礼や行事、民俗芸能と関係する歴史的な建造物等に関する多様な情報を発信し、保存継承に係る活動への積極的な参加を促します。



三島夏まつりでの  
子どもしやぎり大会

## (4) まち並み景観を高めていきます

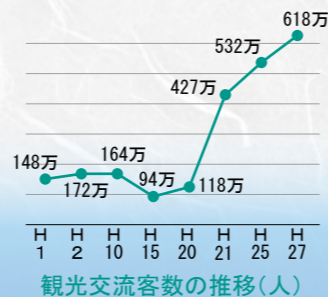
- ・三島市景観条例に基づく景観重点整備地区が指定されていない地区については、地区住民との協議会などを開催しつつ、段階的に指定を進めていきます。
- ・屋外広告物については、地区住民との合意形成を進めながら三島市屋外広告物条例に基づく屋外広告物誘導整備地区の指定を進めていきます。



大通り商店街

## (5) 歴史的資源を生かした観光振興と情報発信を進めます

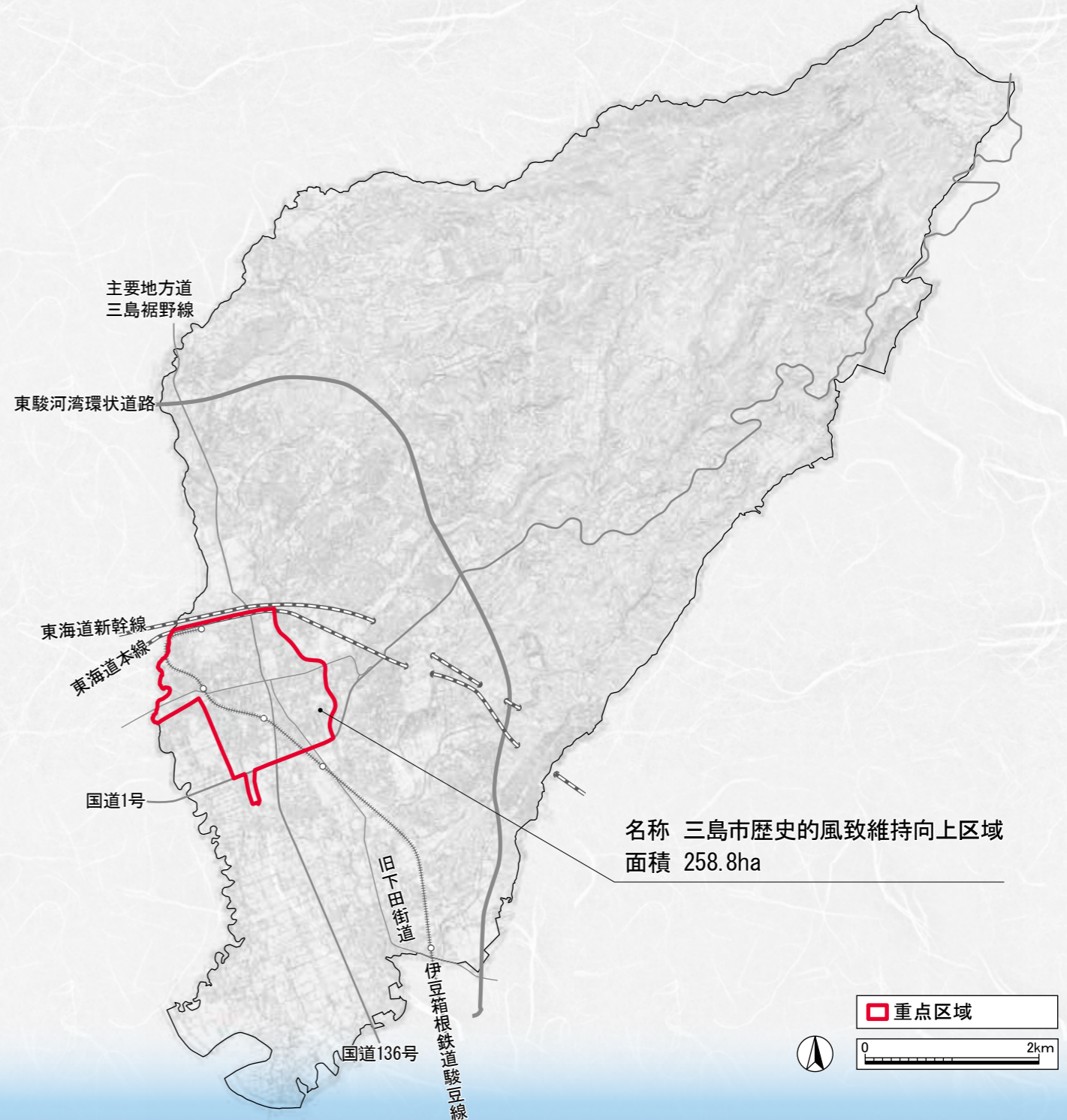
- ・本市の歴史的資源及び祭礼や伝統芸能の維持向上のために、多様な媒体を活用し、積極的に情報発信を行います。
- ・本市を訪れる観光客に、歴史的建造物や史跡を周遊するコースなどを情報発信する案内看板の統一化などの整備を進めます。
- ・ボランティアガイドへの情報提供や活動助成などの支援を実施するとともに、これらの市民団体などと地域との連携を促していきます。



# 4 重点区域の位置及び区域

歴史的風致の維持向上を図るために、特に重点的に施策の展開を図る一体を重点地区として位置づけます。

重点区域は、三嶋大社例大祭とつけ祭りが行われる市街地を基本としつつ、複数の歴史的風致が重なり合う、加茂川神社の八坂大神神輿渡御の祭礼、市街地のせせらぎと関わる楽寿園及び蓮沼川、源兵衛川、御殿川、桜川の4河川が流れる地域と中郷温水池の範囲が重なる区域とします。





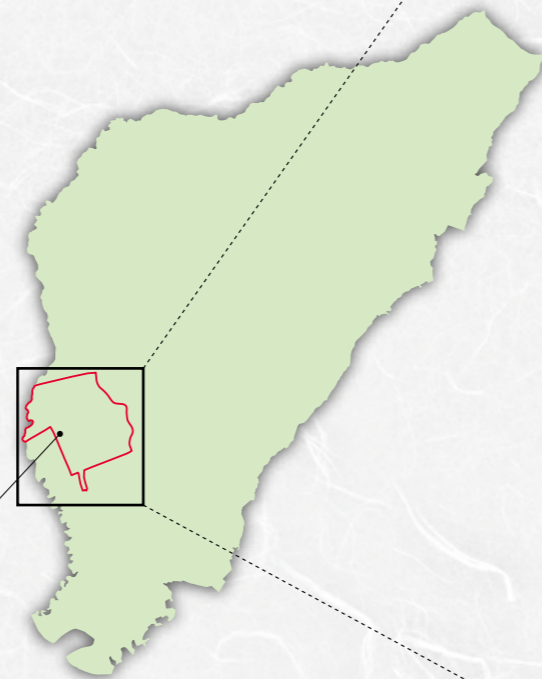
# 5 歴史的風致維持向上のための 施設の整備や管理のための事業

## 景観重点整備地区内景観形成補助事業 □

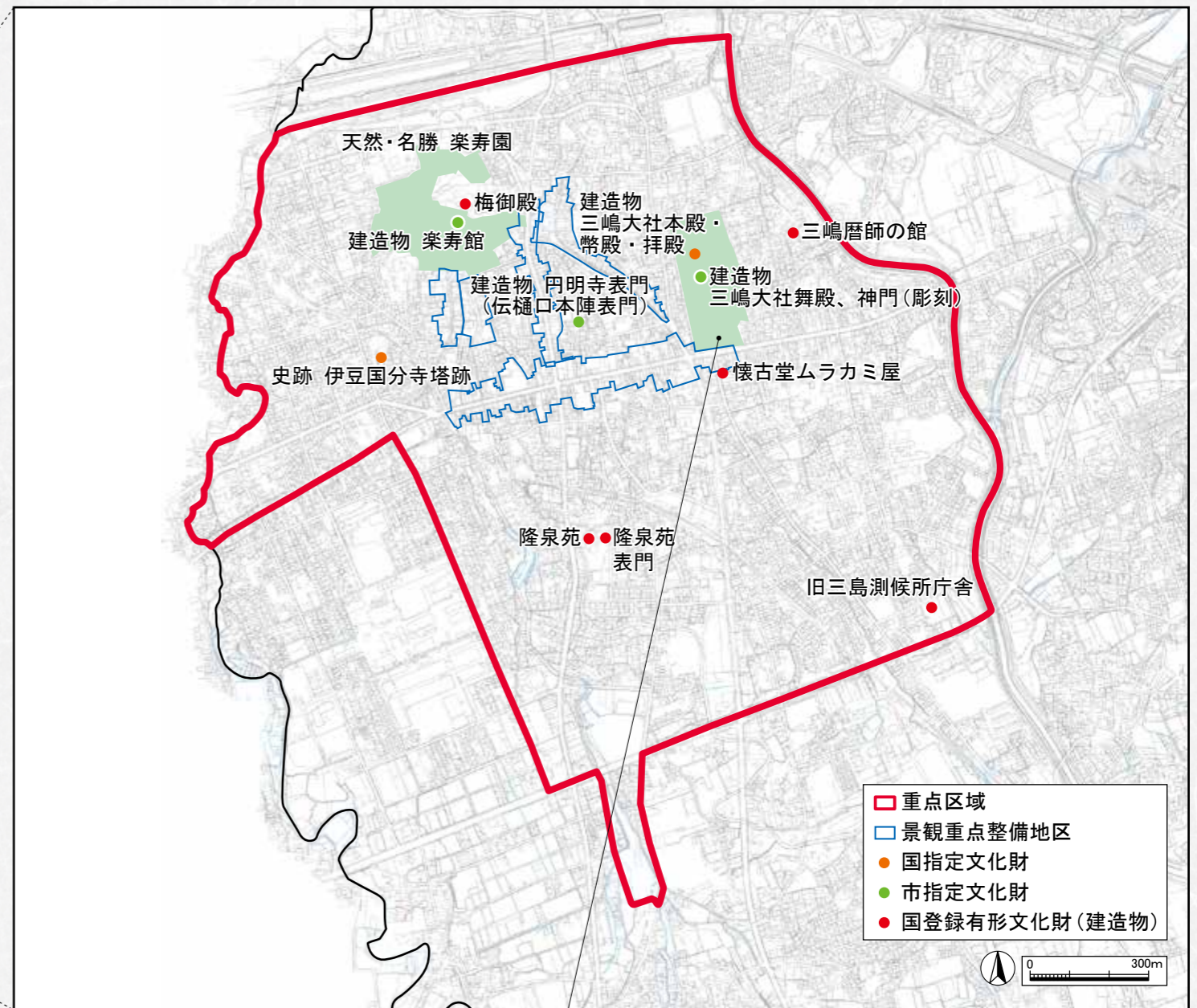
三島市景観条例に基づく景観重点整備地区は、三嶋大社の周辺や源兵衛川沿い等で指定され、地域特性に応じた建築物、工作物の行為の制限が定められており、この行為の制限に適合した建築や改修などに対して工事費を補助する。

## 歴史的風致形成建造物保全整備事業 ●●●

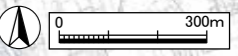
重点区域内に点在している歴史的建造物（三嶋大社舞殿・神門、楽寿館、梅御殿、三嶋暦師の館、懐古堂ムラカミ屋等）について、維持保全を図るために、必要に応じ補修及び修復などを行う。



名称 三島市歴史的風致維持向上区域  
面積 258.8ha



- 重点区域
- 景観重点整備地区
- 国指定文化財
- 市指定文化財
- 国登録有形文化財(建造物)



## ふるさとガイドの会補助事業



本市への来訪者に、市の歴史や人々の伝統的な活動についてボランティアで案内する「ふるさとガイドの会」について、ボランティアガイド養成のための費用を補助する。

## みしまばやし 三島囃子保存会補助事業



静岡県指定の無形民俗文化財である三島囃子の保存・継承のために、三島囃子保存会の活動費の一部を補助する。

## 三嶋大社本殿、幣殿及び拝殿の保全事業



三嶋大社の本殿、幣殿及び拝殿の保存を図るため、必要に応じて補修、修理等を行う。

## 三島夏まつり補助事業



継続的に開催し、魅力の向上を図り、保存・継承に繋げるため、夏まつりの運営費等の一部を補助する。



# 6 歴史的風致形成建造物の指定

## (1) 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

三島市では、これまで歴史的建造物について、文化財保護法をはじめとして県並びに市の文化財保護条例に基づく指定を行い、保存及び活用に努めてきましたが、指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保存が求められています。

本計画では、本市の維持向上すべき歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域内における歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定し、指定文化財以外の歴史的建造物の保存を推進します。

## (2) 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者と協議の上、同意を得られた物件を前提とし、また次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定します。

### <指定対象の要件>

- ①文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財
- ②静岡県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③三島市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④景観法に基づく景観重要建造物及び三島市景観条例に基づく景観重要建築物
- ⑤その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が必要と認めたもの

### <指定基準>

- ①建造物の形態、意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ②地域の歴史を把握する上で重要な建造物
- ③歴史的なまち並みの構成要素として重要な建造物

## 市内の主な歴史的建造物

※市内の歴史的建造物のうち、本概要版の表紙や本文で掲載されていない建造物の抜粋です。



三嶋曆師の館

登録有形文化財

もともとは曆師である「河合家」の住宅母屋だったが、安政元年の大地震により建物が崩壊し、江川太郎左衛門の尽力により十里木の材料で作り直された。



懐古堂ムラカミ屋

登録有形文化財

木造2階建ての店舗併用住宅で、建物前面は洋風建築を模倣した看板建築になっている。



間眠神社

源頼朝が、伊豆の蛭ヶ小島に流されていたとき、三嶋大社に源氏再興の願を立て、参詣の途中、境内の大きな松の木の根本で仮眠したところから、間眠神社と言われるようになった。



梅御殿

登録有形文化財

明治23年の小松宮彰仁親王別邸造営の際、京都御所の一部を下賜された木造2階建ての建物で、床柱に梅の木が使われている主室に梅の間があることから梅御殿と呼ばれる。



中郷温水池

昭和28年国県事業として建設された。小浜池に湧き出した水が源兵衛川を流れ、中郷温水池で太陽熱によって温められた後、用水路によって各水田に分水される。



千貫樋

戦国時代、伊豆国の北条氏が駿河国の今川氏へ国境である境川をまたいで水を送るために造られた。関東大震災で壊れたため、コンクリート製に改修された。